

山梨県公報

号外第十号

平成二十一年

三月十三日

金 曜 日

目 次

人事委員会

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………

公安委員会

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………

人事委員会

山梨県人事委員会規則第六号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十一年三月十三日

山梨県人事委員会
委 員 長 渡 邊 貢

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第十二警察部局の部警察本部の項中、「情報システム企画」を「情報システム企画官」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第七号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十一年三月十三日

山梨県人事委員会

委 員 長 渡 邊 貢

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第七本部の項中、「犯罪情勢分析室長」を「子どもと女性の安全を守る対策室長」に、「生活安全捜査室長」を「生活安全捜査室長」に、「航空隊 隊長」を「航空隊 隊長」に改める。

捜査支援室長」
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第一号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十一年三月十三日

山梨県公安委員会
委 員 長 井 上 利 男

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則
山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第六条の五を削る。
第十条第三号中、「泥酔者、めいてい者」を「めいてい酩酊者」に改める。
第十条の二第二項中、「及び第十三号」を「、第十三号及び第十四号(サイバー犯罪対策に関する)に改める。」に改める。

第十条の三第二項中、「第十四号」の下に、「(サイバー犯罪対策に関する)を除く。」を加え、同条を第十条の四とし、第十条の二の次に次の一条を加える。

第十条の三 生活安全企画課に子どもと女性の安全を守る対策室を附置する。

2 子どもと女性の安全を守る対策室においては、子ども及び女性を対象とする性犯罪等の予防的活動に係る事務をつかさどる。

第十三条の五を第十三条の六とし、第十三条の二から第十三条の四までを一条ずつ繰り下げ、第十三条の次に次の一条を加える。

(犯罪捜査支援室)

第十三条の二 捜査第一課に犯罪捜査支援室を附置する。

2 犯罪捜査支援室においては、前条第四号から第七号までに掲げる事務のほか、刑事法令の調査・研究、刑事教養及び公判対策に関する事務をつかさどる。

第二十二条第一項及び第二十三条の二第一項中、「犯罪情勢分析室」を削り、「生活安全対策室」の下に、「子どもと女性の安全を守る対策室」を加え、「少年サポートセンター」の下に、「犯罪捜査支援室」を加える。

別表第一警務の部犯罪情勢分析室の款を削り、同表情報管理の部中

情報システム企画・指導	情報システム運用	情報システム技術支援
-------------	----------	------------

を

情報システム企画・指導	情報システム運用	情報システム技術支援
-------------	----------	------------

に改め、同表生活

情報システム

安全企画の部中

生活安全対策室	生活安全	生活安全第一	生活安全第一
生活安全捜査室	生活安全捜査	安全広報	生活安全第一
		生活安全捜査第一	生活安全第一
		生活安全捜査第二	生活安全第一
		生活安全捜査第三	生活安全第一

を

生活安全対策室	子どもと女性の安全を守る対策室
---------	-----------------

サイバー犯罪

生活安全捜査室

生活安全	生活安全第一	生活安全第二	安全広報	サイバー犯罪対策
------	--------	--------	------	----------

子どもと女性の安全を守る対策

対策第一	対策第二
------	------

生活安全捜査	生活安全捜査第一	生活安全捜査第二	生活安全捜査第三
--------	----------	----------	----------

通信指令官

指令第一

を

通信運用	通信運用
第一通信指令官	指令第一

に改め、

に改め、同表地域の部通信指令室の款中

第一

同表捜査第一の部中広域捜査・共助、指導及び犯罪分析の項を削り、

指導	広域捜査・共助	広域捜査	手配・共助
指導	広域捜査		

機動捜査

隊

長補佐		
第二	第一	第一

を

機動捜査隊			犯罪捜査支援室		
隊長補佐			犯罪捜査支援		
第三	第二	第一	手口	犯罪統計	犯罪分析
			手口	犯罪統計	公判対応

に改め、同表運転免許の部中

庶務

を

庶務

庶務

に改め、同表機動隊の部中

庶務・装備

を

企画・装備	庶務
-------	----

に改める。

別表第一北杜警察署、鯉沢警察署、南部警察署及び上野原警察署の部中

警務

附則

この規則は、公布の日から施行する。

警備	警務	会計
----	----	----

を

警備	警務	会計
警備	警務	会計

に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番